

12 国土交通省(地域再生第11次 検討要請回答)

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案 事項 管理 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
120140	改良住宅における目的外使用承認の柔軟化	○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第22条 ○「改良住宅等の目的外使用に係る運用について」の改正について(平成21年3月31日国住整第62号国土交通省住宅局長通知)	「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の第22条において、「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない」と規定されている。 また、『「改良住宅等の目的外使用に係る運用について」の改正について(平成21年3月31日国住整第62号国土交通省住宅局長通知)』において、改良住宅等の目的外使用を行う特別な事情がある場合として、活用承認申請を地方整備局長等に対して行い、その承認を受けた場合には適化法第22条に規定する国土交通大臣の承認があったものとして取り扱い、当該承認に係る改良住宅等の目的外使用を実施した時から1ヶ月以内に、地方整備局長等に報告することとなっている。	公営住宅と同様に改良住宅についても、地域の活性化に資する取組に使用する住宅について、目的外使用承認の柔軟化を図る。	【効果】 改良住宅の目的外使用承認の柔軟化を図ることにより、若年家族等の入居を促進し、活性化の取組を推進することができる。 【地区の特性】 基町住宅地区は、少子高齢化等により地域活力が低下していることから、「公営住宅における目的外使用承認の柔軟化【A1202】」が受けられる地域再生計画の認定を受け、公営住宅に若年家族等の入居を促進し、地区の活性化を図ろうとしているところである。 【提案理由】 当住宅地区は公営住宅と改良住宅が併存しており、効果的に地区の活性化を図っていくには、改良住宅においても同様に若年家族等の入居を促進していく必要がある。このため、「改良住宅における目的外使用承認の柔軟化」を提案するものである。	D	-	ご要望の、改良住宅の目的外使用承認の柔軟化を図ることにより、基町住宅地区において若年家族等の入居を促進し、地区の活性化の取組を推進することについては、改良住宅の入居対象者の入居を阻害せず、改良住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、改良住宅の目的外使用を行う特別な事情がある場合として、活用承認申請を地方整備局長に対して行い、その承認を受け、当該承認に係る改良住宅の目的外使用を実施した時から1ヶ月以内に、地方整備局長に報告することにより、現行制度においても対応可能である。		1 0 2 7 0 7 0	広島市	広島県	国土交通省